

令和5年(2023年)6月1日

お客様 各位

豊中市市民ホール等指定管理者

## 豊中市立伝統芸能館 利用料金改定のお知らせ

平素より、豊中市立伝統芸能館をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、豊中市立伝統芸能館条例の改正に伴い、令和6年(2024年)8月1日利用分から、施設利用料金を下記の通り改定いたします。

今後とも皆さまによりよい施設をご提供できるよう、スタッフ一同努めてまいりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### ■令和6年(2024年)8月1日からの施設利用料金(改定後) 豊中市内の個人・団体の場合

施設	利用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9~12時	13~17時	18~21時	9~17時	13~21時	9~21時
多目的 ホール	平日 ・土日祝	4,800	6,400	4,800	11,200	11,200	16,000

#### ■令和6年(2024年)8月1日からの施設利用料金(改定後) 豊中市外の個人・団体の場合

施設	利用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9~12時	13~17時	18~21時	9~17時	13~21時	9~21時
多目的 ホール	平日 ・土日祝	9,600	12,800	9,600	22,400	22,400	32,000

※令和6年(2024年)8月1日利用分より上記料金が適用されます。

※「市外」料金の適用は、個人でのご利用は、その方のご住所が市外にある場合です。団体でのご利用は、主な活動拠点が市外にある場合です。なお、主な活動拠点をお持ちでない団体につきましては、団体代表者のご住所又は事務所が市外にある場合です。

※附属設備利用料金に改定はありません。

以上